

青少年向けメンタリング・プログラムにおける 倫理規範に関する序論的考察

An Introductory Study on Ethical Principles for Youth Mentoring Program

渡 辺 かよ子

Kayoko WATANABE

1. はじめに

本稿は、市民ボランティアによる善意を起点に、1990年代以降「先進」各国で拡大してきた青少年向けメンタリング・プログラムにおける倫理規範について序論的考察を加えようとするものである。

メンタリング運動は1990年代以降、各地の文脈と特徴を反映しながら「先進」各国で拡大している¹。MENTORによれば、こうした世界的メンタリング運動の中心となっている米国では大人の4分の1がプログラムの内外で青少年の継続的支援を行い、さらに45%の大人がメンターになることを考えている。2017年には2400万人がメンタリング・プログラムに参加し、4400万人がインフォーマルにメンタリングを行っているという。従来1～2%と見積もられてきた大人のメンタリング・プログラムへの参加率は約10%と推計され、メンタリングは人々に強力に支持されていることが判明している²。

メンタリング運動の拡大を促進する政策は、以下の三つの研究知見からその妥当性が主張されてきた。第一はメンタリングの効果に関するプログラム評価である。思慮深く実践されているプログラムは青少年の自尊感情や対人関係、学業成績等に有効に機能しうることが確定されている³。第二はメンタリングの理論研究である。メンタリングが効果をあげる理論的根拠として、生涯発達の生態系の各レベルにおける様々な社会科学理論がその有効性と政策的妥当性を基礎づけている⁴。第三はメンタリング・プログラムのコスト面からの政策的妥当性に関する知見である。メンタリング・プログラムは他の政策プログラムと比較して低コストで、貧困対策等として高い社会的投資収益率をあげていることが知られている⁵。

これらのメンタリング運動の実績とその成果に関する豊富な研究の蓄積が示すメンタリング・プログラムの政策的妥当性はマクロ的視点からは承認されるべきであろうが、その一方で、こうした善意のメンタリング運動が見逃しがちな陥穽としてメンタリングのネガティブな効果の問題がある。当事者がいかに善意であっても、場合によっては相手に予想外のネガティブな効果を及ぼしている可能性が含まれていることは忘れられてはならない。メンタリングの成果を十全なも

のとするためにはこうした潜在的なネガティブな効果が発生する可能性を十分に意識し、可能なかぎりそうしたリスクを低減しておかねばならない⁶。

青少年向けメンタリング・プログラムがもたらすネガティブな効果に関する研究は極めて少ないが、現実にはそうしたネガティブな効果は確実に存在し、殆ど語られることのない潜在的なネガティブな効果はその期待と相俟って当事者を深く傷つけている⁷。本稿は、米国においてこうしたネガティブな効果と表裏一体となっているプログラムからの早期離脱の未然防止に向けた努力⁸として生み出されてきた経験知としての倫理規範とその精緻化について検討したい。

2. メンタリング・プログラムに組み込まれたネガティブな効果の未然防止のための工夫

青少年向けメンタリング・プログラムがもたらすネガティブな効果の意識化については、まず、何よりもメンターのスクリーニング、研修、モニタリングの強化によるメンターとメンティの沈黙の理解が必要であると思われる。報告書やプログラム評価には多くの語られない言外の思いが表現されており、特にメンター、メンティ双方の沈黙の意味の深さと重さの感度と想像力が求められる。

メンタリングという発達促進の関係性が家父長的権力や象徴的暴力の排除と共に、潜在的なネガティブな効果を意識できる一つの努力がメンタリング・スキルに関する自己評価項目やメンターのモットーである。例えば、米国デラウェア州の Creative Mentoring は 2000 年に以下のメンタリング・スキルに関する自己評価項目をニューズレターに提示し、メンターの日々の実践に活用している⁹。

<メンタリング・スキルに関する自己評価項目>¹⁰

- ① よき聞き手であったか。定期的メッセージ、反省的・共感的に傾聴したか。
- ② 定期的に交流し、一貫した態度であったか。
- ③ 非審判的で、無条件の愛情と受容を提供したか。
- ④ 忍耐強くあったか。
- ⑤ メンティが深刻な問題をかかえて自身のところに来るのを安全と感じていたか。
- ⑥ 求められた時のみ助言を与えていたか。
- ⑦ 解決法を提示するよりもメンティ自身による問題解決を援助したか。
- ⑧ (危害が及ばない場合) メンティの秘密を守ったか。
- ⑨ 全ての活動により高度な目標を意識的に計画したか。
- ⑩ メンティにとって変らぬ価値の模範となったか。
- ⑪ メンターの適切な役割とそうでない役割を識別していたか。
- ⑫ 限られた場所、時間、活動における関与のあり方を誇りに思っているか。
- ⑬ 活動を予め計画し、時間を最大限有効に活用しているか。
- ⑭ 事務局と連絡を取っているか。

- ⑮ 研修会等に参加しているか。
- ⑯ メンタリングは自身の人生に質的違い（＝生きがい）をもたらしているか。

3. メンタリング・プログラムの運営上のベンチマークとしてのメンターの行動規範：MENTOR, *Elements of Effective Practice* より

上記のような各地の草の根のメンタリング・プログラムの実践と研究成果とを繋ぎ、研究に基礎づけられた確かな実践的知見の普及によってメンタリング運動の拡大促進に貢献してきたMENTORは、1990年に*Elements of Effective Practice*を出版した。それはその後の改訂と共に、世界各地の青少年向けメンタリング運動の実践におけるベンチマークとして参照されている。ここでは、1990年代の青少年向けメンタリング運動の急拡大を受け、どのようなメンターの行動規範が記されているのか、2003年に出版された*Elements of Effective Practice*の第二版の描写を分析したい。そこでは、まず、以下のようなメンターの行動規範が記されている。

「おめでとうございます。メンターとしてあなたは今、人生において最もやりがいのある満たされる思いのする経験の一つを始めようとしています。あなたの関与はあなたが若人（メンティ）のこと（可能性）を信じているということを示しています。あなたは若人（メンティ）と活動することを受諾するという多大な責任を承認し、常に最高の倫理基準に従ってあなたのメンティと適切に交流するという事に同意しました。あなた自身（に正直）であってください。どうか以下のガイドラインを注意深く読んでください。」¹¹

これらに続き、以下のようなメンターの役割が描写されている。

<メンターとしてのあなたの役割>¹²

- ・組み合わせの初期段階にあってメンティは躊躇し、反応がなく、メンタリングの関係性を楽しんでいないように見えるかもしれない。こうした防護的な態度は単にメンティの関係性に関する不安の表出である。メンティの態度は次第に彼／彼女が友人であるというあなたの誠実性を理解するにつれて積極的になってくるでしょう。辛抱強くありなさい。定められた週当たりの交流時間を増やす等してメンティに会う等、定められた頻度を逸脱してこのプロセスを早めるようなことをしてはなりません。
- ・メンターとメンティの関係性は最初の段階にあることを思い出していただきたい。この段階にあっては、メンティは本当のあなたがどのような人物であるのか知ることを望み、どの程度あなたを信頼できるかに関心を持っている。あなたがメンティとどのようにして連絡がとれるのか確立しなさい。電話、メール、ファックス、あるいは所定の会合場所等。経験によれば、学校に電話ないしはメールを送るのが通常最もよい接触方法となっている。あなたが通常出られ、接触できる時間と電話番号を確定しなさい。メンティはあなたのボイスメールに交流の確認やキャンセルのためにメッセージを残すことを奨励される必要がある。
- ・教師や親、訓練者、治療者、サンタクロース、ベビーシッターになろうとしてはいけない。経験によれば信頼できる一貫性のある友人以外の役割を背負うのは反生産的であることを示している。偏向なく注意深く情報を提供し、全方位的観点から公正な傾聴力を提供しなさい。注意深く

聞き、判断を伝えることなく可能な解決法を提供しなさい。批判や説教をしてはならない。講義をしたりメンティに何をすべきか伝えるのではなく、一緒に問題解決の方法を考えなさい。決してメンティ一人にさせたままにしてはいけない。

- ・メンティの個性を尊重し、その誠実性を褒め称え、建設的フィードバックによってメンティに影響を与えなさい。メンターは実際にメンティのかわりに決定することなくメンティが正しい判断をする力になることができる。メンティの興味が何か明らかにし、それらを真剣に考えなさい。機会と教えるタイミングに注意深くありなさい。望ましい結果も望ましくない結果も両方を探求しなさい。

- ・メンティのために現実的な期待と目標を立て、それらに向けて楽しく達成していきなさい。激励と要求の間には大きな違いがあることを思い起こしなさい。メンティが中等教育を修了し、高等教育か職業に関する目標を追求するよう激励しなさい。メンティの今日の行動と明日の夢や目標とを関連づけるのを手伝ってあげなさい。メンティが生活を変えたいなる向上をなしていない場合でも落胆させるようなことを言うてはならない。メンターは大いなる影響力を持っているが、それは常に直接的に明らかなものではない。出席頻度の向上や成績向上、交流に姿を現し、感謝を述べる等の兆しを探しなさい。

- ・友人としてあなたは共有し、助言を与えるが、あなた自身の限界を知りなさい。メンティがあなたと薬物乱用や、性的虐待や身体的虐待について共有するかもしれない問題は、専門家によって最良の対応がなされる。もしこうした心配があるのであれば、すぐにプログラム事務局のメンター・コーディネーターと連絡をとりなさい。

- ・もし意見が異なる場合でも、メンティの保護者を支援しなさい。あらゆる家族の葛藤や状況に関して賛否や判断を表明してはならない。親には親役割をまかせなさい。

<しつけ>¹³

時にメンティの行動が受け入れがたい場合があるかもしれない。再び、保護者が子どものしつけに責任があることを思い出しなさい。以下のガイドラインは保護者がその場におらず、子どもの行動に責任を取れない場合に使用されるべきものである。保護者にあなたが採用した方法となぜそうしたのかについて伝えることを忘れてはいけない。

- ・体罰は行ってはならない。
- ・口ぎたない、罵るような言葉は用いてはならない。
- ・最後通牒を用いてはならない。
- ・殆どの子どもは聞き分け、理性に従って反応する。メンティになぜ彼／彼女の行動が受け入れられないのか説明しなさい。
- ・メンティに問題解決のための沈黙の治療を与えてはならない。あなたの関心を話し合いなさい。
- ・大変稀ではあるが、メンティを受け入れられない行動のために家に連れてかえる必要があることがあるかもしれない。この行動をとるまでに、彼／彼女にあなたが何をしたのか、なぜそのような決定をしたのか話しなさい。メンティの行動のために家に連れてかえるということは必ずしも組み合わせが終了することを意味しない。あなたが立ち去るまでにメンティにまた会うこと、

あなたは今回の行動を関係性の破棄の前提に用いないことを確実に理解するようにしなければならない。

＜健康と安全＞¹⁴

メンティの健康と安全を守り、催しや活動の適切性に疑念がある場合には学校やプログラムのスタッフからの助言を求め、子ども（メンティ）の健康や安全に影響する可能性のある人や状況、活動について学校やプログラムのスタッフに知らせなさい。

- ・メンティといる時にアルコールやたばこ、薬物を用いてはならない。
- ・メンティと一緒にいる時には銃器や武器を所持してはならない。
- ・車の中では常にシートベルトをつけなさい。
- ・個人の責任と自動車保険の十分な補償を準備しなさい。
- ・出かける際、メンティが必要な防護用品を備え、よく監督されることを確保しなさい。
- ・メンティを一人ないしは見知らぬ人と共に放置してはいけない。
- ・もしあなたがメンティの安全や他の人の安全が開示（暴露・発覚）を通じて損なわれていることに気づいたら、そのことをプログラム事務局のメンター・コーディネーターや教師にすぐに報告しなさい。メンティにはそうすることがあなたに要求されているということを知らせなさい。この要求は、メンティに安全に関する関心を報告するあなたの義務を伝えるために、あなたの交流の最初の段階で常に話し合わなければならない。

＜活動と金銭＞¹⁵

活動を計画する第一歩は主にあなたの責任である。しかしながら、メンティに決定するのを助けたり、メンティが活動の計画を立てるよう要請しなさい。

- ・メンターとメンティの組み合わせは時間を要する一対一の関係性である。メンティと一緒にいる時は他の人が一緒にいることを避けるようにしなさい。しかしながら、時々それはそれ以外の人（例えば兄弟姉妹や友人、他のメンティやメンター、親戚）を含めてもよい。
- ・メンタリング・プログラムはメンティに主にキャリアの探索、個別指導、自尊感情の向上を支援するものであるが、参加したいと思う活動に費用が発生する場合があるかもしれない。メンティと費用について相談し、メンティが支払える方法を見つけなさい。あなたはメンティの費用を援助することもできるが、活動の費用については保護者と話し合うことを推奨する。
- ・娯楽は関係性の焦点ではない。活動や誕生日のプレゼント等に法外な金額を費やしてはならない。
- ・予定された面談や約束の前に確認のために常に電話をかけなさい。学校の予定から離れてなされる活動の場合は保護者の許可をえることを忘れてはならない。
- ・メンティを予め同意した時刻に送り届けなさい。あなたがそれができない、ないしは計画の変更が生じた場合には常に保護者に電話をしてそのことを知らせなさい。

＜プログラムの規則＞¹⁶

- ・宿泊を伴う活動は行ってはならない。
- ・あなたとメンティの話し合いは内々の守秘義務を伴うものである。微妙な個人的問題について

注意深くあらねばならない。メンティの個人的あるいは家庭生活は、特に関係性の初期においては話すのが困難であるかもしれない。メンティは学業成績がふるわないことや、家族の文化や宗教、経済的問題を恥と感じているかもしれない。重要なことは、メンティの開示の程度によって関係性の成功を測らないことである。

・もし扱いが自身の能力を超えると感じられる心配事がある場合は、もしそれが些細に思えるようなことであってもプログラム事務局のメンター・コーディネーターに電話しなさい。無力や絶望を感じる理由は何もない。

＜成功に関するあなたの尺度＞¹⁷

・あなたの成功は多くの里程碑によって測られる。(中略)

・メンティはメモやメール、単なる会話によってあなたに生きがいをもたらす。メンティがあなたのことをなんてすばらしいだろうと述べ、いかにあなたがメンティの具体的な問題の解決を助けたか等を述べるであろう。それは大きな場合もあれば些細な場合もある。どのような誉め言葉であれ、あなたが行っていることはその子どもの将来に重大な影響をもたらしているということを理解しなさい。

・あなたはメンティと相互の尊敬と友情、動機と測定可能な目標を確立するために協働している。本ガイドラインのどの部分についても不明確さや混乱があるように思われた場合には躊躇することなく質問しなさい。メンター・コーディネーターはあらゆる可能な方法であなたを支援する。

同書の行動規範の描写の最後には、以下のメンタリングの本質に関する言葉が記されている。「メンティへのあなたの関与と献身はあなたが経験した最も深い機会であるかもしれない。あなたが築く関係性の質は子どもの生活と将来に直接的影響を及ぼす。専門職スタンダードを保持するあらゆる努力をし、メンティと共にあるあらゆる活動に従事する際にはメンターとしてのスキルを向上させ優れた判断力を行使しなければならない。」「メンタリングはメンティやその家族が直面している全ての問題や決断への万能薬ではない。メンタリングの本質は継続的な人間の関係性であり、子どもに彼／彼女が人間として価値があり、社会にとって重要であることを示す一対一の関係性である。」「あなたは積極的な役割モデル、友人、コーチ、助言者、自尊心や自己肯定感を向上させてくれる者、キャリア・カウンセラー、味方となってくれる支持者、である。」¹⁸

4. メンターの行動規範の精緻化

上記の *Elements of Effective Practice* は各国の青少年向けメンタリング運動の実践において参照され、その後も改訂が繰り返されてきた。今日の視点からは連絡方法に電話が多用され、また実践の中から生み出された経験知であるがゆえに具体的である一方、行動規範としての洗練を欠いている感が否めない。こうした中、特にメンタリング・プログラムがもたらすネガティブな影響への着目と共に精緻化を試みたのが、2009年のRhodes等であり、APA (American Psychological Association) の心理学者の行動規範を参照しつつ、それを専門職ではない市民ボランティアのメンターに適用している。それらは、A: 青少年の幸せと安全性の促進 (慈善と悪意の排除)、B: 信頼に値することと責任をもつこと (忠誠と責任)、C: 一貫した行動 (一貫性)、D: 青少年のため

の正義の促進（正義）、F（ママ）：青少年の権利と威厳の尊重（人権と威厳）の5領域から構成されている¹⁹。同論文はさらに、2011年²⁰、2013年²¹に若干の改訂と精緻化がなされている。また2014年に出版された青少年向けメンタリング・プログラムのハンドブックにおいても青少年向けメンタリング・プログラムにおける倫理規範の問題に一つの章が設けられている²²。以下、これらの源泉となっている2009年にRhodes等によって提起された倫理規範の各項目について内容を検討していきたい。

A) メンティの福祉の増進と安全（慈善と悪意の排除）²³

メンターはプロテジェの利益になるよう行動しなければならない、少なくとも害を与えてはならない。このことは一見、最も明白で殆ど議論の余地のないように見えるかもしれない。従ってメンターの第一の責任はメンティの福祉を促進する積極的行動をとり、また害を与える可能性のあるあらゆる行動を控えるということである。

このことは家族の意向と本人やメンターの考えに相違や齟齬がある場合は調整が困難な場合があるのは事実である。少なくともメンターがメンティに危害を与える可能性がないようメンターの選抜にあたっては犯罪歴の調査や推薦書や面談等によって慎重なプログラムの運営がなされている。しかしながら、そうした組み合わせの際の人員選抜に加え、年長のメンターと若年のメンティとの組み合わせによる活動に際して抜きがたい潜在的困難として存在するのが、権力の乱用（Misuse of Power）の問題である。メンターは年長であるというだけで若年のメンティよりも発言力や決定権を持つ傾向があり、さらに加えて文化的な問題も加わる。メンターの多くは白人の中産階級がであり、一方メンティの多くは黒人で経済的問題を背負っている場合が多い。こうした二者の関係性は双方が当然と考える「普通」の違いによって、メンター本人が意図せずとも時にメンティを知らず知らずのうちに傷つける可能性は十分にあることを意識する必要がある。

また加えて、年齢に応じた適切な距離の取り方も課題となる。メンタリングの関係性においてメンターが提供するものは時間であって、金銭的施しを行うことはない。こうした関係性の距離の維持と共に、メンティの年齢に応じた身体的距離や接触にも留意する必要がある。

B) 信頼に値することと責任をもつこと（忠誠と責任）²⁴

このことは具体的には、メンターがメンタリング・プログラムに定められた責任を果たすことである。すなわちメンティと約束した曜日に会い、約束通りの交流時間を確保し、またプログラムに定められた最小継続期間（例えば、1年、ないしは学期等）を守るということである。米国ではこうした当初の規定を守らず十分な関係性が築かれないまま交流が終了する事例が約50%と言われている。このことは驚くべき高さである。

多くの市民ボランティアはメンタリング運動のプロモーション映像等、理想化されたメンタリングとそれがもたらす双方への喜びが早期に実現しない場合、落胆する。特に度重なる落胆の経験等、複雑な事情を抱えるメンティが交流に積極的に関与しない場合等、交流打ち切りをメンターが切り出す場合が少なくない。

また交流が予想していたようにうまくいかない場合、メンターはこうした事態を恥ずべきものと考え、こうした事態そのものに向き合うことを避けて、自身の多忙や時間のなさにその原因を

求め、さらに自分以外にメンティは既に多くの支援者がいるので自分はいは必要とされていない等、プログラムからの離脱を合理化するメンターもいる。こうした事例を含め、プログラム事務局は事前に明確な交流終了に関するガイドラインを用意し、参加者に周知しておく必要がある。プログラムからの離脱については、メンター、メンティ、それぞれに予期せぬ事情があるのは事実である。こうした場合も含めて少なくとも相手が納得するよう事情を十分に説明する必要があるのは言うまでもない。

C) 一貫性ある行動（一貫性）²⁵

前述の忠誠と責任とも関係しているのが、メンター側の交流に関する思慮深さと率直さである。交流にあっては双方の連絡やそれへの応答の素早さ等、双方の事情と相手の期待との関係によって誤解や、行き違い等、微妙な問題が発生する場合がある。これらを未然に防止するために、メンターは出張の予定等、交流ができない場合、事前に明確に伝えておく必要がある。

特に以前から特別に予定していた出かける約束等、それをメンティがどれほど楽しみにしているかを十分に理解する必要がある。多忙なメンターにとって直前のキャンセルに十分な理由があるにしても、それがメンティにとってどれほど大きな落胆となるかを理解しなければならない。こうした約束の不履行やその他、約束の時間への遅刻の繰り返しは、メンティのメンターに対する信頼を傷つけ、親密性の形成に支障をきたすことになる。こうした繰り返しは、メンティの誤解や傷つき、怒りを派生させ、それが家族やメンター自身の怒りに繋がる場合もある。こうした当事者だけでは解決不可能になった場合はプログラム事務局が介入する必要があるという。

メンターは、メンティの学校や家庭、地域コミュニティにおいて一貫して、慣習や規則を遵守しなければならない。また例外はあるとはいえ、ここでもメンタリングはメンターの時間を供与するものであって、金銭面での支援は行わないこと、特にそれが予期せぬ将来的な援助の期待が両者の交流の性格をゆがめることのないよう配慮する必要がある。時に経済的支援をメンターがどうしても行いたい場合には、例えば、その目的を明確にして、プログラム事務局への匿名の寄付者による奨学金として当該メンティを支援する等の工夫をする必要があるという。

D) メンティへの正義の増進（正義）²⁶

この項目はメンターが、自身の背景が必然的に伴う偏見かメンティに対する不当な扱いとならないように正当な正しい判断を行えるよう事前の注意喚起を行うものである。APAの倫理綱領においてに明示されているように、心理学者は年齢やジェンダー・アイデンティティ、人種、民族、文化、出身国、宗教、性的指向、障害、社会経済的地位、法律によって禁止されているあらゆる理由に基づく不正な差別をしないことが規定されている。市民ボランティアのメンターは心理学者ではないが、メンティとの交流においては同様のことが適用される。実態からすると、市民ボランティアのメンターの多くが白人の中産階級の学生や専門職であり、一方、メンティは経済的にも人種的にもより多様である。

文化的背景や価値観の違いからメンターは無意識的に文化的偏見を持っているかもしれないが、交流前の事前研修と継続的なモニタリングによってこうした社会階層やジェンダー、障害等に関する偏見を意識化し、低減することが可能になる。特にメンティが収監者の子どもである場

合、社会的偏見の除去はもとより、親の取監に関するメンティ自身の怒りや不安、葛藤を含む心理を十分に理解し、メンティとその家族に対して公正さと尊敬をもって対応することが必要になっている。メンタリングにおいてメンターとメンティが共通性を持ち、強い信頼関係が築かれた場合であっても、無意識の偏見が微妙に両者の関係性に影響を与えることが知られ、偏見を超える正義の実現はメンタリングにおいて極めて重要な倫理規範となっている。

E) メンティの権利と尊厳の尊重（人権と尊厳の尊重）²⁷

この倫理原則は自己決定に関する道徳原理に根差し、メンティ本人とその家族の選択を尊重することが含まれる。虐待やネグレクト、危険等の極端な状況を除いて、市民ボランティアのメンターはメンティとその家族の決断と生活様式を理解し尊重しようとしなければならない。自己決定の尊重は、メンティとその家族が自身の論理と道徳判断を行う能力を増進し、それを妨げることではない。メンターはメンティ自身の目標や希望、価値の理解に努め、メンティが自身の決定を行う能力を削ぐことがあってはならない。人権と尊厳の原理に関しては、メンティのプライバシーと守秘義務の権利に注目することとも関係する。メンタリングの関係性における守秘義務についてこれまで十分な注目がなされてこなかったが、メンティやその家族は他者との共有が憚られる個人情報やメンターに開示する必要がある。特にメンティは親の知らない事柄をメンターと共有することで、メンターがメンティの青年期のアイデンティの形成に貢献していることも確かである一方、このことが両親との葛藤の原因となる場合もある。これらの問題は非常に複雑で法的問題も含めて困難な要素を含んでおり、研修会での学修に加え、メンターは常にプログラム事務局のスタッフに専門的知見と支援を求める必要がある。

以上、A) メンティの福祉の増進と安全（慈善と悪意の排除）、B) 信頼に値することと責任をもつこと（忠誠と責任）、C) 一貫性ある行動（一貫性）、D) メンティへの正義を増進する（正義）、E) メンティの権利と尊厳の尊重（人権と尊厳の尊重）の視点からメンターの倫理規範が描写されている。Rhodes 等は、これらの倫理規範は、メンタリングが異なる文化や社会階層を超えてなされる個別継続的な関係性であるがゆえに、実際の交流における困難の存在は否めないが、慎重で論理的に熟慮された、十分な情報を伴う、反省的アプローチが必要であるという²⁸。

5. おわりに

ここまで、青少年向けメンタリング運動における倫理規範とその精緻化について検討してきた。倫理規範はメンタリング運動が高揚する 1990 年代からメンタリング・プログラムの運営上の工夫として提示され、上述したように、それらの精緻化を経て今日に至っている。

メンタリングは見知らぬ年長のメンターによる個別継続的支援活動であり、それが犯罪防止や卒業率の向上、夢の実現に効果をもたらすと共に、メンターにも深い喜びと生きがいを与えていることが知られている。こうしたメンターという見知らぬ人の親切の源泉は、かつての自身に愛情をそそいでくれた人々への感謝と社会貢献への意思があることはよく知られているが、こうした善意がいかんしてメンティの支援に機能することが可能になるのか。Rhodes 等が提起し本稿で検討したメンターの倫理規範の五つの項目、すなわち、A) メンティの福祉の増進と安全（慈

善と悪意の排除)、B) 信頼に値することと責任をもつこと(忠誠と責任)、C) 一貫性ある行動(一貫性)、D) メンティへの正義を増進する(正義)、E) メンティの権利と尊厳の尊重(人権と尊厳の尊重)は、こうしたメンターの善意がメンティに対して確実に機能するための条件ととらえることができよう。

本稿で検討してきた倫理規範は、ある意味、常識ないしは当然の事柄とも考えられるが、これらが特に文化や階層の違いから派生する本人が意識できない問題や違和感を含む時、時に両者の関係性に葛藤が生まれることが否めない。こうした違和感や受け入れがたさを含め、互いの違いを認めつつ、そうした違和感を誠実に相互に共有しつつ、じっくりと基本的な信頼関係を築いていくことが肝要と思われる。メンタリングの過程で発生するこうした違和感への対処として、様々な事例研究やロールプレイを組み込んだ研修による想像力や感受性の育成等、本稿で検討してきた倫理規範を抽象的な規範にとどめず、メンターとしてのスキルと直結した身体化された実践知に転換していくことが重要であると考え。そのためにも、メンターを支えるプログラム事務局による専門知を活かした工夫と丁寧なモニタリング、事務局スタッフ自身がメンターの役割モデルとして機能するような倫理規範の体現となることもまた極めて重要であると思われる。

-
- 1 各地のメンタリング運動の特徴については、例えば、Preston, J.M. et al, *Mentoring in Context : A Comparative Study of Youth Mentoring Programs in the United States and Continental Europe*, *Youth & Society*, 51-7, 2019. を参照。
 - 2 Garringer, M. & Benning, C., *The Power of Relationships: How and Why American Adults Step Up to Mentor the Nation's Youth*, MENTOR, 2018, pp. 6-7.
 - 3 拙稿「メンタリング・プログラムとプログラム評価：広島市青少年支援メンター制度の成果を中心に」『コミュニティ心理学研究』21 - 2, 2018年。
 - 4 拙稿「生涯発達とメンタリングに関する理論的検討」『日本生涯教育学会論集』31, 2010年。
 - 5 拙稿「青少年向けメンタリング・プログラムの政策的妥当性に関する考察—北米における貧困の世代間連鎖の阻止に向けた社会的投資収益率の視点から—」『愛知淑徳大学論集—教育学研究科篇—』第9号 2019年。
 - 6 拙稿「メンタリングが及ぼすネガティブな効果に関する知見の検討」『日本生涯教育学会論集』41, 2020年。
 - 7 例えば、Spencer, R., "It's not what I expected": A qualitative Study of Youth Mentoring Relationship Failures, *Journal of Adolescent Research*, 22 (4) , 2007. 等。
 - 8 拙稿「青少年向けメンタリング・プログラムにおける交流継続に向けた効果的实践に関する考察」『愛知淑徳大学論集—教育学研究科篇—』5, 2015年。
 - 9 拙稿「青少年の健全育成のためのメンタリング・プログラムに関する考察：米国デラウェア州の事例を中心に」『言語文化』9 (愛知淑徳大学言語コミュニケーション学会) 2001年。
 - 10 The Skill Corner, *Creative Mentoring News*, 6-1, Fall 2000, p.5.

- 11 MENTOR (National Mentoring Partnership), *How to Build A Successful Mentoring Program Using the Elements of Effective Practice*, 2nd ed., 2003. (First published 1990), p.137.
- 12 Ibid.
- 13 Ibid., p. 138.
- 14 Ibid.
- 15 Ibid., pp. 138-139.
- 16 Ibid., p. 139.
- 17 Ibid., pp.139-140.
- 18 Ibid., p. 140
- 19 Rhodes, J. et al., First Do Not Harm: Ethical Principles for Youth Mentoring Relationships, *Professional Psychology: Research and Practice*, 40-5, 2009, pp. 452-456.
- 20 Rhodes, J., Research Corner: Ethical Principles for Youth Mentoring Relationship, MENTOR (National Mentoring Partnership) (<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED522075.pdf>)
- 21 Rhodes, J., et al, Research Corner: Ethical Principles for Youth Mentoring, *The Chronicle of Evidence-Based Mentoring*, Jan. 26, 2013.
- 22 Rhodes, J., et al., Ethical Issue in Youth Mentoring, DuBois, D. & Karcher, M. eds., *Handbook of Youth Mentoring*, second edition, Sage, 2014.
- 23 Rhodes, J. et al., 2009, pp.453-454.
- 24 Ibid., pp.454-455.
- 25 Ibid., pp.455.
- 26 Ibid., pp.455-456.
- 27 Ibid., pp.456. 原文では E:ではなく、F:となっているが、誤字と思われる。
- 28 Ibid., p.457.

(本研究は、JSPS 科研費 18K02294 の成果の一部である)